

平成30年(ワ)第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 植村和子、下澤悦夫、寺田誠知 外140名

被 告 国

平成30年(ワ)第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原 告 秋田正美 外77名

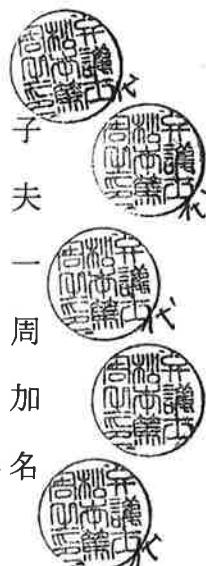
被 告 国

原告ら準備書面(25)

2021年11月10日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大 脇 雅 子
同	青 山 邦 夫
同	内 河 恵 一
同	松 本 篤 周
同	青 木 有 加
	外35名



第1 はじめに

新安保法制成立以前から、自衛隊は、日本政府により、アメリカ軍等との共同演習など、国際協力活動の名の下、国外へ派遣され、他国軍と共同の作戦・訓練の中で活動してきた。具体的には、PKOへの参加、アフガニスタン戦争以降のインド洋での給油活動、イラク戦争の米兵輸送やイラクへの派遣、海賊対策のためのソマリア沖派遣等である。

その度に、憲法9条違反、集団的自衛権の行使にあたるのではないか、との国内世論からの厳しい批判にさらされてきた。その中で、海外派遣の合憲性が問われたイラク派兵違憲差止訴訟において名古屋高等裁判所は憲法9条項に違反すると判断した。ただ、こうした新安保法制成立以前の自衛隊の活

動に関して、日本政府は、「あくまで日本国憲法9条に関する従来政府見解（個別的自衛権・専守防衛）の枠組みの中での活動であるから、日本国憲法に反しない」と説明し、また、憲法9条の制約を意識し、曲がりなりにも自衛隊の活動の範囲を一定範囲で抑制し、歯止めをかけてきた。

日本政府は、これまで、自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適當な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的とすることから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。後方支援活動等は、後述のように、これまで自衛隊が直接戦闘行為に加わる行為にはあたらず、かつ「外国の武力行使と一体化しない」（いわゆる「武力行使一体化論」）として合憲性の説明がされてきた。

しかし、2014年に日本政府は、国会審議を経ることもなく、一片の閣議決定により、日本国憲法9条の解釈を突然変更し、集団的自衛権行使をも容認した。その後、閣議決定を具体化する新安保法制を成立させた。新安保法制は、集団的自衛権の行使を可能とさせ、有事の範囲及び、平時の自衛隊の活動範囲を無限定に広げ、自衛隊が活動できる地理的範囲について、わが国の領空及び領海の周辺の範囲という限定から大きく広げた結果、現在自衛隊の活動は憲法の枠を逸脱して広がり、かつ実戦的なものになっている。本書面では現在新安保法制成立によって集団的自衛権の行使が可能となつたため、自衛隊が、その可能となつた活動を想定した訓練に参加していることを

記述する。

第2 米軍をはじめとする他国軍との訓練

1 安保法制成立後、自衛隊の活動内容、活動範囲が変化したことに伴い、自衛隊が行う訓練も大きく変化した。自衛隊が新たに派遣されるに至った地域や、世界中で実施される他国軍との共同訓練にも参加している。

そもそも訓練は、実際の戦争の際に実施する自衛隊の活動・作戦を想定して実施されるものである。従って、訓練そのものが、自国防衛の想定の範囲を超えるように受け止められれば、それは他国に対する威嚇に他ならず、それは「武力による威嚇」を禁止する日本国憲法9条1項に違反するものである。また、地理的範囲が無限定となった訓練の実態から見ても、新安保法制によって、自衛隊が他国軍と共に、世界中のあらゆる地域で、武力行使することが可能となることによって、専守防衛の範囲をはるかに超えることが浮き彫りにされているというべきである。

2 日米共同統合演習

- (1) 日米共同総合演習は1985年以降おおむね毎年指揮所演習と実働演習を交互に行ってきました。本項では、そのうち実働演習について述べる。
- (2) 新安保法制成立前においては、日米共同統合演習は次のとおりであり、外形的に見ても防衛の範囲を判断しうるものであった。

2007年度の実施場所は、我が国の港湾、飛行場、演習場等及び周辺海・空域であり（甲A121）、2008年度の実施場所は、自衛隊市ヶ谷駐屯地、在日米軍横田基地等であった（甲A122）。2010年度は主演練項目が弾道ミサイル対処を含む航空諸作戦で、細部演練項目は弾道ミサイル対処、島嶼防衛を含む海上・航空作戦、統合輸送、基地警備等、捜索救助活動で、実施場所は我が国周辺海・空域及び基地等であった（甲A123）。2012年度は、演習項目は陸上・海上・航空作戦、基地警備等、統合・共同輸送、捜索・救難活動、実施場所は我が国周辺海域・

空域及び基地等である（甲A124）。2014年度は演習項目が水陸両用作戦、陸上・海上・航空作戦、統合後方補給で、実施場所は我が国周辺海空域、自衛隊・米軍基地等であった（甲A125）。

以上のとおり、新安保法制成立前の日米共同統合演習は、演習実施場所が日本の領域内か、周辺海空域、自衛隊・在日米軍基地などであり、演習項目自体も、あくまで日本領域内へ他国から武力攻撃を受けた際の防衛のための訓練であることが説明できるものであった。

（3）ところが、新安保法制が成立した後の日米共同統合訓練は、以下に述べるとおり、その実施場所も、内容も大きく変化した。

ア キーンソード17／28FTX

2016年度に実施された訓練（キーンソード17／28FTX）では、我が国周辺海空域、自衛隊基地及び在米軍基地に加えて、グアム、北マリアナ諸島自治連邦区及びその周辺海空域も実施場所となつた。しかも、演習項目は水陸両用作戦、複合的な経空脅威（弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する武器による脅威をいう）への対処、日米共同による空域及び海域を防衛するための作戦、重要影響自体における捜索救助活動が行われ、また、陸上自衛隊員がテニアン島で上陸訓練も行った（甲A126）。

イギリス、豪州、カナダ、韓国などからも各国の軍がオブザーバー参加した。

イ キーンソード19

2018年度実施の訓練（キーンソード19）は、実施場所がグアム、北マリアナ諸島自治連邦及びその周辺海空域、参加国についてもカナダ及び数か国がオブザーバー参加したと発表された。しかも、日本国内で初めてとなる米軍輸送機からの陸上自衛隊員のパラシュート降下訓練を行った（甲A127、128）。

ウ キーンソード21

2020年10月26日から11月5日までの訓練（キーン・ソード21）では、自衛隊からヘリコプター搭載型護衛艦「かが」を含む艦艇約20隻、航空機約170機が参加し、米軍からはロナルド・レーガン空母打撃群の艦艇や空母艦載航空団、USSアシュランド（戦車揚陸艦：LST48）、CTF72（第7艦隊哨戒偵察航空部隊）、第5空軍から合わせて100機以上の航空機が参加した。さらに、カナダ海軍のハリファックス級フリゲート艦ウィニペグ（FFH338）も参加した。（甲C8）そして、イギリス、豪州、カナダ、フランス、インド、フィリピン、韓国の7か国の在京武官がオブザーバー参加した。（甲C9）。この訓練について在日米軍のシュナイダー司令官は「尖閣諸島の防衛などに戦闘部隊を送る能力」が示されると述べた。そして、今回の演習は、日本本土と沖縄県、鹿児島県の離島や周辺海域において、武力攻撃事態などに備えた日米共同対処要領などの訓練であった。島嶼防衛訓練として、米海兵隊第3海兵遠征軍と海上自衛隊の水陸機動団が、鹿児島県南西部の離島、臥蛇島（がじやじま）で共同対処訓練を実施した。鹿児島県十島村の無人島・臥蛇島で10月30日から1日にかけて、海上自衛隊水陸機動団約100人と、在沖縄米海兵隊約40人による上陸・戦闘訓練、すなわち島を戦場に見立てた訓練が行われた（甲C10）。

エ このように新安保法制成立後の日米共同統合演習は、日本の領域から遠く離れた場所でも演習が実施され、しかも自衛隊が他の領域に上陸するための訓練が行われ、さらに、打撃力の大きな編成と装備が用いられ、アメリカ以外の国の軍隊も参加し、他国軍と共に作戦を行うことを想定した訓練となっており、到底わが国領土の防衛とはかけ離れた内容になっている。

3 インド洋、南シナ海、フィリピン、豪州北東等への派遣、共同訓練 (甲B58号329頁及び333頁、甲B59号163頁)

自衛隊は新安保法制成立以前からも米軍以外との他国軍とも共同訓練を行ってきたが、新安保法制成立以降は新たに他国軍との共同訓練に参加したり、大規模でより実践的な共同訓練に参加している。こうした共同訓練を行う地域が日本周辺にとどまらず、日本周辺から離れた地域で行われている。

(1) 米印海軍共同訓練「マラバール」への参加

ア 2015年10月、海上自衛隊はインド東方海域で、米印主催の海上共同訓練、「マラバール2015」に参加した。訓練には、自衛隊の護衛艦「ふゆづき」のほか、米空母「セオドア・ルーズベルト」、インド海軍のミサイルフリーゲート「シュヴァリク」が参加した（甲A129）。2016年6月には、海上自衛隊は佐世保から沖縄東方海域における「マラバール2016」に参加した（甲A130）。

イ 「マラバール」の日米印共同訓練化、インド太平洋構想

2016年3月29日安保法制が施行され、同年7月の日印防衛相会談で、翌年以降の「マラバール」を日米印3か国主催の訓練として実施することで一致した。同年8月に日本政府が主催したアフリカ開発会議において、安倍首相（当時）は「自由で開かれたインド太平洋戦略」を打ち出した。2017年11月に米国トランプ大統領（当時）が訪日した際の日米首脳会談においては、上記戦略は日米の共通の外交戦略として確認された（甲A131）。

自衛隊は、2017年7月インド洋東方地域で行われた日印米の共同訓練「マラバール2017」に参加し、護衛艦「いずも」「さざなみ」を派遣した（甲A132）。

ウ インド海軍と米海軍による共同訓練であった「マラバール」は、日米印3か国による共同訓練に変化した。米海軍、インド海軍とも空母を参加させ、海上自衛隊も空母タイプの護衛艦「いずも」を参加させて、中国の潜水艦を想定した対潜水艦戦等を行った。これには、自衛隊を参加

させることで中国側が「脅威」と受け止める空母打撃群を構成することにより、南シナ海で軍事拠点化を進める中国を牽制する狙いがあるものと思われる。その結果「マラバール」は自衛隊が参加することにより、中国に対し脅威を与えるものとなった。

(2) インド太平洋方面派遣訓練

ア 2018年インド太平洋方面派遣訓練

2018年10月4日 アメリカのペンス副大統領（当時）が40分にわたり中国を激しく批判する演説を行った。ペンス氏の批判は、貿易問題に限らず中国の外交軍事内政にまで及んだ。ペンス氏が思い切った中国批判を展開したのは、アメリカで共和党・民主党の党派を超えてアメリカ指導層の中で中国に対する警戒感が高まっていることが背景にあった。

こうした中で海上自衛隊は「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、空母型護衛艦「かが」、汎用護衛艦「いなづま」、同「すずつき」の3隻と隊員約800人を8月26日から10月30日まで2ヶ月以上に渡りインド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、フィリピンの5ヶ国訪問に派遣した。そして、後から追いついてきた潜水艦「くろしお」とともに、同年9月13日には南シナ海で対潜水艦戦の訓練を行い、南シナ海で中国海軍を牽制した。その後、海上自衛隊は訓練実施を公表したが、これに対して同日、中国外務省の報道官は記者会見で「現在、南シナ海の情勢は安定に向かっている。域外の関係国は慎重に行動し、地域の平和と安定を損なわないよう求める」と表明した（甲B58号329頁、甲B59号156頁）。

イ 2019年インド太平洋方面派遣訓練（甲B58号335頁）

2019年4月から同年7月「平成31年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、空母型護衛艦「いずも」、汎用護衛艦「むらさめ」

を南シナ海に派遣した。

同年5月には、米海軍、インド海軍、フィリピン海軍との間で訓練を行った。その後5月19日に、「いづも」はベンガル湾で、米海軍、フランス海軍、豪州海軍との間で訓練を実施した。この訓練には、フランス原子力空母「シャルルドゴール」と豪州潜水艦など10隻が参加した。5月22日までスマトラ島西方の会空域で、対潜水艦戦や搭載ヘリの相互発着艦の訓練を行った。

そして、同年6月10日から同年6月12日にかけて、及び6月19日、20日に、それぞれ「いづも」「むらさめ」に、汎用護衛艦「あけぼの」を加えた3隻は、南シナ海で、米海軍の空母「ロナルド・レーガン」を中心とする空母部隊との共同訓練を実施した。このとき、「レーガン」搭載のヘリコプターが「いづも」の艦上に離着艦を繰り返す訓練が行われた。(甲B61号235~240頁)

このように海上自衛隊は南シナ海において本格的な戦闘訓練を実施した。

こうした動きに対抗するかのように、中国は、同年7月、南沙諸島の人工島から対艦弾道ミサイルの発射訓練を実施した。

ウ 2020年インド太平洋方面派遣訓練部隊

自衛隊は、2020年9月7日から同年10月17日にかけて、護衛艦「かが」「いかづち」及び搭載航空機3機、潜水艦一隻、派遣人員約650名の「令和2年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、米国、インドネシア、インド、スリランカ、豪州と二国間の共同訓練を実施した(甲A133)。

エ 2021年インド太平洋方面派遣訓練

2021年7月27日、海上幕僚監部は、同年8月20日から11月25日まで、部隊をインド太平洋方面に派遣し、インド太平洋地域の各国や同地域に艦艇を派遣している欧州主要国の海軍等との共同の

各種戦術訓練を実施すると発表した。派遣部隊は、護衛艦部隊には、護衛艦「かが」「むらさめ」「しらぬい」及び搭載航空機4機と隊員770名、潜水艦部隊は潜水艦1隻と隊員約80名、航空部隊はP-1（哨戒機）一機と隊員40名である（海上自衛隊報道資料）この訓練期間のうち、8月23日から9月10日は、グアム島及び同島周辺海域、フィリピン海において、アメリカ軍の駆逐艦、補給艦、哨戒機、輸送機、インド海軍のフリゲート艦、豪州軍のフリゲート艦が参加した。海上自衛隊の特別警備隊、護衛艦、潜水艦、哨戒機が参加した（甲A135）。

さらに10月15日～18日には、ベンガル湾にて、米軍空母カル・ヴィンソンの打撃群、英空母クイーン・エリザベスの打撃群、豪州海軍フリゲート艦が参加し、海上自衛隊からは護衛艦かが・むらさめが参加した（甲A136）。

オ 以上のとおり、自衛隊が米軍と他国軍との共同訓練に参加することが、アメリカ合衆国政府関係者の発言と相まって、中国に対し脅威を与えていた。訓練に参加する他国軍の数も多く、訓練内容も他国軍と共に作戦を展開する実戦を想定したものとなっている。しかも、最近は他国軍の空母が参加する訓練となっており、自衛隊から参加した哨戒機、護衛艦等も他国軍の空母打撃群を構成する訓練が行われたものと思われる。これらの訓練が実施された地域は、到底日本周辺とはいえないが、空母が戦闘機を運び遠く離れた地域で戦闘を行う装備であることからすれば、訓練が行われた地域よりも、さらに日本から離れた地域でも作戦に参加することができることを意味する。これは個別の自衛権の範囲をはるかに超えた武力行使であり、他国軍と一体化した武力行使というべきである。

（3）タリスマントレーニングへの参加

ア 2015年「タリスマントレーニング」に初参加

2015年7月、陸上自衛隊は、米軍と豪州軍が2年に1度実施してきた共同訓練タリスマン・セイバーに、初めて参加した。この演習にはニュージーランド軍も参加し、豪州北部特別地域とクイーンズランド州で陸海空での実戦演習が行われた（甲C11）。

イ タリスマン・セイバー17

陸上自衛隊は、2017年6月23日から7月25日に実施したタリスマン・セイバー17にも参加した。この訓練 자체は豪州各地で実施されたが、上記期間中陸上自衛隊は、同年7月7日から7月23日に豪州クイーンズランド州ショールベイ演習場において米軍との空中機動の共同訓練を実施した。空中機動は、地上部隊を航空機・ヘリコプターで移動させることである。空挺堡確保訓練が行われており、特別編成・訓練された部隊が航空部隊と協力して相当の重装備を携行し長距離を迅速に移動し、敵地にパラシュート降下あるいは強行着陸して、目標地域内の要点を確保する空挺作戦の訓練が行われたものと思われる（甲A136）。

ウ タリスマン・セイバー19

2019年6月3日から8月21日に実施したタリスマン・セイバー19には、海上自衛隊の護衛艦「いせ」輸送艦「くにさき」、陸上自衛隊の水陸機動団、第1ヘリコプター団が、水陸両用車、輸送ヘリコプター、120mm迫撃砲、中距離多目的誘導弾といった装備と共に参加した（甲A137、138）。

同年7月22日に陸上自衛隊が参加した訓練では、日米共同で海岸に上陸する作戦の訓練が行われた。陸上自衛隊は、ボートで情報小隊が海岸に潜入し、海岸に水陸両用車で上陸し、輸送ヘリコプターで上陸した隊員が展開し、銃で目標に対して攻撃する訓練が行われた（甲A139）。

エ タリスマン・セイバー21

自衛隊は2021年6月25日から8月7日に豪州クイーンズランド

州の演習場等で実施したタリスマン・セイバー21に参加した。陸上自衛隊からは水陸機動団、第2水陸機動連隊が参加し、さらに豪州陸軍第1師団、米海兵隊、英海兵隊はじめカナダ、韓国、ニュージーランドが参加する訓練となった。そしてフランス、インド、インドネシアもオブザーバー参加した（甲A140、甲C12、13）

陸上自衛隊は、同年7月30日から31日にかけて、初の日米豪英の4カ国の水陸両用部隊の共同訓練に参加した。豪州軍艦艇で日米豪英4か国の作戦会議を行い、豪州軍上陸用舟艇から自衛隊員が着上陸し、日豪隊員が銃を持ち陸上戦闘する訓練が行われた（甲A141）。

オ 以上のとおり、陸上自衛隊は、多国籍軍に参加し、その中で上陸作戦や空中機動を伴う戦闘に加わることを想定した訓練に参加している。このような作戦は、そもそも個別的自衛権の行使の範囲を超えており、他国軍と一体化した武力行使というべきである。

4 多国間共同訓練への参加

(1) 自衛隊は新安保法成立前から、日本周辺から離れた地域で、米国のみならず、その他の外国軍とも共同で戦闘行為を行うことを想定して他国軍との共同訓練に参加してきた。例えば、1996年以降アメリカ空軍が米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメンドルフ・リチャードソン統合基地並びに同周辺空域等で実施しているレッド・フラッグアラスカという共同訓練に参加した。この共同演習には、豪州、カナダ、フランス、ドイツ、インド、イタリア、マレーシア、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、フィリピン、シンガポール、韓国、スペイン、スウェーデン、タイ、トルコ、イギリスが参加していた。また、1999年以来実施しているグアムにおける日米豪共同訓練（コーポ・ノース）もある。このように、複数の他国軍と共同で戦闘のための飛行訓練に参加してきたのである。その他にも、自衛隊は、米国以外の他国軍との共同訓練に参加してきた。

しかし、新安保法制施行以降、他国軍との共同訓練の数や頻度の増加、規模が飛躍的に拡大しており、以下の通り、統合幕僚や海上自衛隊等の防衛庁関連からの発表や防衛白書でも、自衛隊が他国軍との大規模な演習に参加していることが目立つ状態になっている。

(2) 米国主催大規模広域訓練 2021 (L S G E 2 1)

ア 2021年8月2日から8月27日には、自衛隊は、イギリス、豪州、オランダが参加した米国主催大規模広域訓練 2021 (L S G E 2 1 : Large-Scale Global Exercise 2021) に参加した。(甲 A 1 4 2)

イ 実施場所、装備、訓練内容

8月2日から同月8日まで、海上自衛隊護衛艦「まきなみ」及び搭載航空機（SH-60K）、米軍の強襲揚陸艦「アメリカ」とドック型輸送揚陸艦「ニューオーリンズ」、豪州軍の強襲揚陸艦「キャンベラ」とフリゲート「バラット」と哨戒機P-8Aが参加し、豪州北東海岸の沿海に当たる珊瑚海からフィリピン東方に至る海空域において、海上作戦訓練を行った。海上射撃訓練、対水上戦訓練、通信訓練、クロスデッキ、海上補給訓練及びPHOTEXが行われた（甲 A 1 4 3）。

8月20日フィリピンの海空域でイギリスの打撃群と、アメリカの遠征打撃群が共同演習を行った。

同年8月24日には、自衛隊、米軍、イギリス軍、オランダ軍が沖縄南方海空域において共同演習を行った。訓練事項は、航空作戦訓練として対戦闘機戦闘訓練とPHOTEX、海上作戦訓練としてクロスデッキと通信訓練とPHOTEXを行った。この訓練には、自衛隊からは、海上自衛隊の水陸機動団、第1ヘリコプター団（輸送ヘリコプターCH-47JA）、西部方面航空隊（戦闘ヘリコプターAH-64D）、海上自衛隊の護衛艦「いせ」及び搭載航空機（哨戒ヘリコプターSH-60K）、護衛艦「あさひ」、航空自衛隊の第9航空団（F-15J/DJ）、南西

航空警戒管制団が参加した。米軍は、強襲揚陸艦「アメリカ」及び搭載航空機（F-35B）、ドック型揚陸艦「ニューオーリンズ」、駆逐艦「ザ・サリバンズ」、F-15C、MV-22Bが参加した。イギリス軍からは、空母「クイーン・エリザベス」及び搭載航空機（F-35B、M E R L I N MK2）、駆逐艦「ディフェンダー」フリゲート「ケント」が参加した。オランダ軍からはフリゲート「エファーツエン」が参加した（甲A144）。

8月25日、26日には海上自衛隊とアメリカ海軍、イギリス海軍、オランダ海軍との通信訓練が沖縄南方で行われた（甲A145）。8月25日には、イギリス海軍のヘリコプター「リンクスワイルドキャットH MA2」1機が宜野湾市の米軍普天間飛行場に飛来し、米海軍の揚陸艦「ニューオーリンズ」が沖縄県うるま市の米軍ホワイトビーチに入港した。この訓練の中で、イギリス空母のヘリコプターと米軍のオスプレイが護衛艦「いせ」に着艦する訓練も実施され、日米英の戦闘機の共同訓練も行われた（甲C14）。

8月27日、8月28日には、海上自衛隊は、沖縄東方から東シナ海にかけて、イギリス海軍、アメリカ海軍、オランダ海軍と各種戦術訓練を行った。

ウ 空母は、海上で戦闘機が発着することを可能にさせる装備である。そして空母を攻撃から守るために、空母を護衛する護衛艦とともに空母打撃群が構成されている。そもそも空母は戦闘機を乗せて移動し、空母から戦闘機が出発し、自国よりも遠く離れた地域で戦闘や作戦を行うことを可能にするものである。したがって、空母が参加する訓練は、遠く離れた地域での戦闘を想定した訓練に他ならないのである。また、空母は護衛艦とともに空母打撃群を構成していることから、海上自衛隊の護衛艦が空母とともに訓練を実施したということは、空母と一体化した空母打撃群を構成し、戦闘に参加することを想定した訓練である。航空自衛

隊の哨戒ヘリコプターは敵の潜水艦や敵艦船の探知や情報収集を行うなど哨戒を行うもので、輸送ヘリコプター、戦闘ヘリコプターとともに空母と一体化して戦闘行為を行うことを想定してこの訓練に参加しているといえる。この訓練は、米国とそれ以外の国の軍と一体化し、日本周辺から離れた地域も戦闘を行うことが想定された訓練であって、従前の政府解釈である個別自衛権の範囲を大きく超えるものであることは明らかである。

(3) 米英蘭加との共同訓練 (P a c i f i c C r o w n 2 1 - 3)

2021年9月2日から7日まで、自衛隊は東シナ海から四国南方を経て関東南方に至る海空域においてアメリカ、イギリス、オランダ、カナダと共同訓練 P a c i f i c C r o w n 2 1 - 3 に参加した。海上自衛隊からは、護衛艦「いせ」「あさひ」「はるさめ」「たかなみ」「きりしま」「おおなみ」「てるづき」及び搭載航空機 (S H - 6 0 J / K)、潜水艦1隻、哨戒機 P - 1 が、航空自衛隊からは、戦闘機 F - 2 、 戦闘機 F - 1 5 、早期警戒管制機 E - 7 6 7 がそれぞれ参加した。イギリス空母打撃群として、イギリス空母「クイーン・エリザベス」、イギリス駆逐艦「ディフェンダー」、アメリカ駆逐艦「ザ・サリバンズ」、オランダフリゲート艦「エファーツェン」、カナダフリゲート艦「ウィニペグ」、イギリス F - 3 5 B 、アメリカ F - 3 5 B が参加した。そしてアメリカ海軍から P - 8 A が参加した。訓練項目は、対抗戦、防空線、対潜戦等であった。(甲 A 1 4 6 、 1 4 7)

同年9月3日、英空母打撃群の派遣や共同訓練について中国外務省の汪文斌報道官は記者会見で「武力をひけらかすやり方は建設的ではない。関係する国々にはアジア太平洋地域の平和と安定のために建設的な役割を果たし、その逆にならないことを望む。」と述べた。

(4) 防衛大臣による英空母打撃群艦艇視察と記者会見

上記訓練に参加した英空母「クイーン・エリザベス」は、9月4日米

海軍横須賀基地に寄港し、オランダのフリゲート艦「エファーツエン」は9月5日に海上自衛隊横須賀基地に寄港した。9月6日、岸防衛大臣は上記艦艇を視察し、直後に空母「クイーン・エリザベス」係留岸壁横高台で臨時記者会見を行い、記者団に対し「東シナ海や南シナ海で起こっている『国際法によらない海洋秩序の変更』にヨーロッパの国々が関心を持ち、プレゼンスを発揮することは、地域の平和と安定に資するものだ」「イギリスの空母打撃群が、日本に寄港する意義は大きく『自由で開かれたインド太平洋』の維持・強化のため、わが国との連携が地域の平和と安定を促進するものだと確信している」と述べ、对中国での日英防衛協力をアピールした。上記の岸防衛大臣の視察と記者会見の状況は大々的に報じられた。(甲A148)

(5) 上記の共同訓練は、自衛隊が他国の空母打撃群を構成し、作戦を展開することを想定したものであり、個別的自衛権の行使の範囲をはるかに超えている。また日本周辺特に沖縄周辺、東シナ海といった中国に比較的近い地域において、中国に対して脅威を強めているアメリカの軍隊と米軍と同盟関係にある他国軍との訓練であり、訓練の規模も大規模なものであることから、中国に対して脅威を与える訓練であることは明らかである。

加えて、上記の共同訓練直後に訓練に参加した空母打撃群を構成する艦艇を視察し記者会見で日英防衛協力をアピールするという岸防衛大臣の行動は、直前に行われた共同訓練の内容と相まって、日本と近接する中国との緊張を高める行為であり、それ自体日本国憲法の前文2段、第9条に反する行為というべきである。

第3 ソマリア沖アデンでの共同演習

1 新安保法制成立前にも、海賊対策のために自衛隊が派遣されたソマリア沖において、自衛隊が他国軍との共同訓練を繰り返してきた。

2 ソマリア沖アデンへの自衛隊派遣の経緯

日本政府は、2009年1月27日ソマリア沿岸における海賊対策のため、自衛隊法82条の海上における警備行為として、海上自衛隊派遣の準備指示を発令することを決めた。しかし、当時の政府解釈に立っても、自衛隊の海上警備活動は「自衛のための」範囲内に止められ、わが国の主権の及ぶ範囲において「必要に応じて公共の秩序の維持に当たる」（自衛隊法3条1項）ものでなければならなかったが、上記の海上自衛隊の派遣は、領海を遥かに超えてソマリア沖まで至るものであり、その点において自衛隊法及び憲法9条に違反するものであった。（甲B62）。しかし、それにもかかわらず、2009年3月14日に海上自衛隊の護衛艦「さざなみ」と「さみだれ」がソマリア沖に派遣され、同年6月からはP3C哨戒機による空からの監視も始めた。その上、日本政府は海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法案（以下「海賊対処法」という。）を、通常国会に提出し、同年6月19日に参議院で否決されたものの、同日衆議院の特別多数決で再可決させ、強引に法律として成立させた。この海賊対処法により、自衛隊には、活動地域や保護対象となる船舶について何らの限定を加えることなく、公海上で、すべての国籍の船舶に対する海賊行為に対処しつつ、一定の場合には武器使用まで行うこととなった。同年7月には海賊対処法が施行され、自衛隊は、派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊をジブチ共和国に派遣した。

2011年6月からは、自衛隊は、ジブチに活動拠点を整備した。2013年7月からは、バーレーンに司令部を置く連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09（平成21）年1月に設置したCTF151に参加し、いわゆる「ゾーンディフェンス」（意味・定義）を行っている。さらに、ソマリア沖アデン湾の海賊行為に対処するため、米国など約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。

3 共同訓練

自衛隊は、2014年5月の安倍首相とラスムセンNATO事務総長（当時）との会談における合意に基づき、2014年9月と11月にNATOの海賊対処部隊との共同訓練を実施した。また、2014年10月から2015年3月までの間に、EU海上部隊と4回の共同訓練を実施し、2014年11月には、トルコ、2015年3月にはパキスタンなどの他国の海賊対処部隊とも共同訓練を実施した（甲A149）。

2015年12月には韓国海軍との共同演習、2016年2月にはパキスタン海軍との共同演習（甲A150）を実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊は、2018年8月29日にソマリア沖・アデン湾などにおいて、護衛艦「あけぼの」とEU海上部隊・スペイン海軍揚陸艦「CASTILLA」との共同訓練を実施した。その際「クロスデッキ」と称して、主要訓練項目として、戦術運動と相互にヘリコプターを着艦させることを行った（甲A151）。

2020年6月及び2021年2月には、自衛隊は、EU海上部隊（スペイン海軍）と、2020年7月にはEU海上部隊（スペイン海軍）及び韓国海軍と、同年8月には英海軍と、同年10月にはEU海上部隊（スペイン海軍・空軍及びドイツ海軍）と、同年10月、2021年2月及び3月にはパキスタン海軍と、それぞれ海賊対処共同訓練を実施した（甲A152）。

2021年5月10日、自衛隊は、EU海上部隊・イタリア海軍・スペイン空軍並びにシブチ海軍・同国沿岸警備隊と共同訓練を行った（甲A153）。

2021年7月11日、12日に、海上自衛隊は、英國海軍、米海軍、オランダ海軍との共同訓練を実施した（甲A154）。英海軍の最新鋭空母「クイーン・エリザベス」を中心とする空母打撃群との共同訓練であった。海自護衛艦1隻とP3C哨戒機1機が、英米・オランダの計7隻とともに

隊列を組んで航行したり、海上補給訓練を行ったりして連携の基本を確認した。（甲C15）

2021年8月29日、海上自衛隊は、アデン湾において、ドイツ海軍と共同訓練を実施した。この共同訓練には、海上自衛隊護衛艦「ゆうぎり」と、ドイツ海軍フリゲート「バイエルン」が参加し、クロスデッキという相互にヘリコプターを着艦させる訓練が行われた（甲A155）。

4 海賊対策のために自衛隊はソマリア沖に派遣されているが、そこで行われている共同訓練は、他国軍と共同で作戦を行うものであり、他で行っている共同訓練と同様、他国軍と一体化する武力行使を想定したものである。またソマリア沖という日本周辺とははるかに離れた地域で実施されていることから、到底個別的自衛権の行使とは言えない訓練であった。さらには2021年の訓練には英空母打撃群が参加しており、海上自衛隊の護衛艦も哨戒機も、空母打撃群を構成し、武力行使を行う作戦を想定した訓練が行われたと思われ、到底個別的自衛権の行使の範囲内ということができない。

第4 自衛隊自体の訓練の変化

1 P K Oでの活動の変化に伴う訓練の変化

新安保法制施行に伴い、P K O活動において「駆けつけ警護」「宿营地の共同防護」という新任務の訓練が始まった。それに伴い、P K O活動に備えた陸上自衛隊の訓練の内容も大きく変化した。

2016年10月24日、陸上自衛隊第9師団（青森市）が岩手山駐屯地（岩手県）で実施した訓練が報道陣に公開された。公開された訓練の内容は次のとおりであった。

国連機関の職員2人が残るという設定の建物のそばで、現地政府に抗議する群衆約30人に対し、隊員が「G o b a c k ! （下がれ！）」と大型拡声機で訴えた。軽装甲機動車の上には小銃を持った隊員がいた。車の動

きに合わせ透明の盾を構えた隊員7人と小銃を持つ隊員5人が前へ進むと、群衆は後ずさりした。その時に、建物内にいた国連職員2人が助け出された。（甲C16）

「宿营地の共同防護」の訓練では、「水を寄せせ」と訴える群衆が宿营地に押しかけて来て、見張り台では緊張が走り、最後には機関銃を持った人が群衆に近づくという場面で公開訓練は終わった。

公開された訓練では、道路を復旧するロードローラーの前に武器を持ち、武装した隊員が警護していた。本来、銃弾が飛び交うような危険な環境下では、道路を直す作業は実施することができないはずであるが、武装した警護の隊員がいることを想定した訓練をするということは、南スルダンへの派遣においては、戦闘を前提とした危険な環境下での活動を想定しているといえる。

このことについて、カンボジアPKOから海外取材を続けているジャーナリストの半田滋氏は、武装した隊員に守られて道路工事をする自衛隊の姿を見たのはこのときが初めてだったと述べている。（甲B58号125頁）この訓練の前日の2016年10月23日の訓練を稻田防衛大臣（当時）が視察した際には、訓練のシナリオは異なり、銃撃戦の様子まで公開した。そうであるにもかかわらず、報道陣への公開訓練では、機関銃を持った人が群衆に近づく場面で終了したのは、民衆と自衛隊が撃ち合う様子が報道され批判を浴びることを避けた狙いがあると考えられる。

2 2021年陸上自衛隊の大規模演習

陸上自衛隊は、2021年9月15日から、約30年ぶりに全部隊を対象とした大規模な実働演習を行っている。この演習は全国の駐屯地、演習場等で実施され、2021年11月下旬に終了する予定である。

予定されている訓練内容は、出動準備訓練、機動展開等訓練、出動整備訓練、兵站・衛生訓練、システム通信訓練となっている（甲A156）。訓練の場所の一つとなっている大分県の日出台演習場が報道陣に公開された。

日出生台演習場に派遣された北海道旭川市を拠点とする第2師団は9月に到着し数週間かけて、補給エリアや指揮所、戦闘陣地、地下の緊急治療施設を設営した。一部は地下に設けられているほか、いずれも擬装が施され、発見されにくくなっている。山林を切り開き擬装網で覆った弾薬・燃料の保管場所、緊急手術ができる救護室、民間の運送会社のトレーラーが食料など物資を積んだコンテナを演習場内に運び込み自衛隊員が積み荷を降ろす作業が公開された。訓練の中では、隊員は実弾ではなくレーザーを発射する模擬兵器で武装しており、隊員の制服や戦車などの車両にはセンサーが取り付けられており、模擬兵器のレーザーがそれらに当たり、敵に殺傷されたと同様の状況となると、通知を受ける仕組みになっている。模擬戦闘訓練では、攻撃を受けた隊員を戦場の隊員が応急手当を施し緊急治療施設に運び、けがの深刻度に応じて、治療後に戦場に戻すか、病院に搬送されて専門的な治療を受けるか決めるという訓練を行っている（甲C17）。

これまで自衛隊は、海外派遣され兵站活動（後方支援活動）や戦闘地域で活動したこと也有ったが、自衛隊員が一発も人に対して弾を撃っていないとされてきた。しかし、新安保法制成立によって、自衛隊は、武器を人に向け弾を撃つ訓練を行っている。しかも、自衛隊員自身が殺傷されることも想定した訓練も大々的に実施し、報道にも公開している。これは新安保法制の実施によって、実践への参加の可能性が高まっているとの自衛隊の認識を示しているというべきであろう。

3 護衛艦の空母化

2021年10月3日、自衛隊は、四国沖で、海上自衛隊の護衛艦「いづも」に米海兵隊所属のF35B戦闘機を発着させる訓練を実施した。

これは、2019年度から1度目の改修を済ませた護衛艦「いづも」にF35Bが支障なく発着艦できることを確認したということを意味する。防衛省は今後護衛艦「いづも」の着艦誘導装置と護衛艦「いづも」と「かが」に搭載する6機のF35B戦闘機の取得と、42機のF35Bを導入

することを予定している（甲C18）。

今後、空母化した護衛艦「いずも」と「かが」を中心とした打撃群による演習が行われる可能性がある。

第5 合衆国等武器等防護（甲B58号319頁）

1 安保法制成立前に実施された米艦防護

2001年9月11日アメリカの同時多発テロ発生直後、アメリカはアフガニスタンを攻撃し、戦争行為を継続した。2001年9月21日、ペルシャ湾等に展開するために横須賀基地を出港したアメリカ原子力空母「キティホーク」と、佐世保基地から出港したアメリカ強襲揚陸艦「エセックス」に海上自衛隊の護衛艦が随伴し、護衛活動を行った。この海上自衛隊の護衛艦によって護衛された外洋に出たアメリカの空母は、インド洋へ向かい、空母の艦載機がアフガニスタンを空爆した（甲C19）。

この活動が集団自衛権（ママ）にあたるのではないかという指摘がなされた（甲A157）。これに対して、当時、中谷防衛庁長官（当時）は海上自衛隊の護衛艦の行動が「警戒監視である」と説明し、山崎自民党幹事長（当時）は「米空母の護衛である」と認める発言をした。もっとも、2003年10月10日、小泉首相（当時）は、この時の海上自衛隊の米艦護衛活動について、「自衛隊が平素から行っている警戒監視活動であり、アメリカ海軍の空母等の『警備、護衛活動』を行ってはいない」と答弁した。これは、自衛隊が行った活動の法的根拠を示すことができないにもかかわらず、米艦の警備・護衛活動を否定するという、明らかに実態と異なる答弁をしたものというべきである。（甲A158）

このように米艦艇の防護活動は、安保法制以前には、日本のどの法律によっても根拠を示すことができない活動であった。このため、上記の海上自衛隊による「キティホーク」等米艦艇の防護は、「アフガニスタンへの武力行使を自衛権行使と主張するアメリカとの集団的自衛権行使ではない

か」、という批判がなされたのである。アフガニスタン戦争開始直後、2001年10月に、日本はテロ特措法成立させ、その後テロ特措法は何度も改正され、2001年12月から2010年1月15日までインド洋で米艦等への給油活動を行った。

ところが、安保法制で自衛隊法95条の2が創設され、自衛官がアメリカ等の武器等を防護する活動に法的根拠を与えられたことにより、これまで違憲として指摘され日本政府も説明に苦慮してきたことが、新安保法制を根拠に堂々と法的根拠を説明できる状況となってしまった。新安保法制が施行された現在、本書面で記載した他国軍との共同訓練において、海上自衛隊の護衛艦が空母を護衛し、実践に備えていると思われる。

2 安保法制成立後の合衆国等「武器等」防護実施とその危険性

安保法制成立後、日本政府が初めて、自衛隊員が米艦防護を行ったことを公表したのは、2018年1月の通常国会初日の安倍首相（当時）による施政方針演説の中であった。これよりも前の、2017年5月新聞・テレビの報道によって、米艦防護が行われたことが初めて明らかとなった。

2017年5月1日、横須賀基地を出港した海上自衛隊の護衛艦「いづも」が、房総半島沖で米海軍横須賀基地を出た米海軍の貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」と合流し、同年5月2日に広島県の呉基地を出港した護衛艦「さざなみ」は、同年5月3日に四国沖で上記2隻と合流し、「いづも」「さざなみ」が、共同訓練を行った。その際、いずれも米補給艦を護衛しながら航行した。この間、護衛艦の艦載ヘリコプターを補給艦に着艦させ、護衛艦が補給艦から燃料の補給を受ける手順を確認するなどの訓練を実施した。このような米国の武器を防護する最中に攻撃を受ければ、これに対して武器を使用することになり、戦闘に発展しうる。

また、2020年11月30日の日豪首脳会談では、豪州軍の武器等防護を行う方向で一致した（甲A159）。アメリカ以外の国の軍隊の武器を自衛官が防護することとなる。後述のとおり、自衛隊は世界中の様々な地

域で、アメリカ以外の国の軍隊と共同訓練を行っており、自衛隊法95条の2には「合衆国軍等」という文言となっているので、現実には既に自衛隊が米軍以外の軍隊の武器等の防護を実施している可能性がある。

3 合衆国等武器等防護を実施した事実は、政府により公表されない

2016（平成28）年12月22日に、内閣に設置された国家安全保障会議が決定した「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針（甲A160号）」によれば、武器等防護の実施の情報公開については、毎年防衛大臣が前年の実施結果を国家安全保障会議に報告し、その後に公開することになっているが、そもそもこの方式では、実施の翌年以降でなければ情報公開されないこととなっている。これまでの武器等防護についての情報公開があまりにも乏しく、不十分で、日本の市民に全く武器等防護の実態が知らされていない。

先述のとおり、新安保法制成立後初めて日本政府が武器等防護を実施したことを公にしたのが2018年の通常国会の初日であった。これも「自衛隊は初めて米艦艇と航空機の防護の任務にあたりました」というものに過ぎず、それ以上の情報はなかった。

2017年中に実施された米軍防護については、2018年2月5日に、防衛省で記者クラブに「お知らせ」と書かれた紙1枚が配布されたに過ぎず、その内容は、米艦艇、米航空機の防護は「共同訓練」のそれぞれ「1件」と記載されているのみであった。記者が内容について問い合わせても担当者は「答えられない」の1点張りであった。

2018年中に実施された米軍防護についても、2019年2月28日に「お知らせ」と書かれた紙1枚で公表されたに過ぎず、内容も、米艦防護が6件、米航空機防護が10件で合計16件であり、うち共同訓練が13件、「弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動」をする米艦艇防護が3件というもので、その詳細は全く不明であった。

2019年中に実施された米軍防護は、14件であった。2020年中

に実施された米軍防護は25回であり、内訳は、弾道ミサイル警戒を含む情報収集・警戒監視活動による艦艇防護が14回、共同訓練の際の航空機警護が21回であった。しかし、その詳細は不明である。

4 米艦防護の違憲性

他国の艦艇を防護する活動については、武力行使の一環として活動する他の艦艇を自衛官が防護していれば、艦艇の属する国の武力行使と一体化した行為ともいうことになるから、まさに日本国憲法9条1項が禁ずる武力行使を行っていることになる。したがって、合衆国等武器等防護（自衛隊法95条の2）は、日本国憲法9条1項に違反している。

また、防護活動中の自衛官が防護に際して相手国に対して武器を使用すれば、それは相手国からすれば日本による当該相手国に対する武力行使となる。すなわち、自衛官が他の艦艇を防護する行為は、日本国憲法9条1項が禁ずる武力行使に容易に発展してしまう行為であり、アメリカ等外国の武器等防護の訓練が行われている現在の段階で、司法が違憲の判断をしてこれを食い止めなければ、日本が戦争の当事国となってしまう危険性が極めて高いのである。

さらに、前述のとおり、武器等防護の情報公開は全く不十分で、その情報は日本の市民にはほとんど知らされていない。そのため、自衛官が、いつ、どこで、どのように武器等防護を行っているのか、市民は全く知ることができないのである。先述のとおり、自衛官の活動は、武器等防護をしている間に戦闘に発展する危険性がある活動であるにもかかわらず、市民が知らない間に日本が戦争に加担し、日本が戦争に巻き込まれることによって、国民が被害を被る事態が発生しうる状況といえる。したがって、市民が平和的生存権に基づいて戦争への加担を食い止めようとしても、情報が市民に伝わらないままに戦争につながりかねない危険性ある武器等防護が行われている状況下では、このような危険性ある武器等防護を自衛官に行わせている新安保法制について、世論の批判が広がり、国会の構成が変わり、

安保法制を廃止するまで待っていては、戦争を阻止することは出来ない可能性があるから、裁判所が日本国憲法9条に違反していると明確に判断する必要性は極めて高いのである。

第6　さいごに

これまで原告らは新安保法制によって集団的自衛権の行使が可能となったこと、自衛隊の活動範囲が広がり、憲法9条に違反することを主張してきた。本書面で記述した自衛隊が参加する他国軍との共同訓練及び自衛隊自身の訓練は、新安保法制によって可能となった自衛隊の活動を準備するための訓練であり、その内容から新安保法制によって可能となった自衛隊の活動内容を知ることができる。

他国軍との共同訓練の中には、具体的に敵と想定する国が存在する場合もあり、敵と想定した国に対して武力による威嚇を行っているともいえる。したがって、共同訓練そのものが、武力行使にあたり、憲法9条1項に違反するといつても過言ではない。

以上